

特別養護老人ホームさくらの里 利用料金表

(ユニット型個室)

社会福祉法人 敬友会 介護老人ホーム さくらの里

R1年10月～

介護度	段階	基本単位 (1割の方)	看護体制 (Ⅱ)	※日常生活 加算(Ⅱ)	食費	居住費	1日合計	介護職員 処遇改善 加算(Ⅰ)	介護職員等 特定処遇改善 加算(Ⅰ)	地域加算 7級地	月額利用料 (30日)
要介護1	第1	638	8	46	300	820	1,812	所定単位	所定単位	合計 単位数 ×10.14	56,967
	第2	638	8	46	390	820	1,902				59,667
	第3	638	8	46	650	1,310	2,652	×8.3%	×2.7%	×10.14	82,167
	第4	638	8	46	1,392	2,006	4,090				125,307

介護度	段階	基本単位 (1割の方)	看護体制 (Ⅱ)	※日常生活 加算(Ⅱ)	食費	居住費	1日合計	介護職員 処遇改善 加算(Ⅰ)	介護職員等 特定処遇改善 加算(Ⅰ)	地域加算 7級地	月額利用料 (30日)
要介護2	第1	705	8	46	300	820	1,879	所定単位	所定単位	合計 単位数 ×10.14	59,229
	第2	705	8	46	390	820	1,969				61,929
	第3	705	8	46	650	1,310	2,719	×8.3%	×2.7%	×10.14	84,429
	第4	705	8	46	1,392	2,006	4,157				127,569

介護度	段階	基本単位 (1割の方)	看護体制 (Ⅱ)	※日常生活 加算(Ⅱ)	食費	居住費	1日合計	介護職員 処遇改善 加算(Ⅰ)	介護職員等 特定処遇改善 加算(Ⅰ)	地域加算 7級地	月額利用料 (30日)
要介護3	第1	778	8	46	300	820	1,952	所定単位	所定単位	合計 単位数 ×10.14	61,694
	第2	778	8	46	390	820	2,042				64,394
	第3	778	8	46	650	1,310	2,792	×8.3%	×2.7%	×10.14	86,894
	第4	778	8	46	1,392	2,006	4,230				130,034

介護度	段階	基本単位 (1割の方)	看護体制 (Ⅱ)	※日常生活 加算(Ⅱ)	食費	居住費	1日合計	介護職員 処遇改善 加算(Ⅰ)	介護職員等 特定処遇改善 加算(Ⅰ)	地域加算 7級地	月額利用料 (30日)
要介護4	第1	846	8	46	300	820	2,020	所定単位	所定単位	合計 単位数 ×10.14	63,990
	第2	846	8	46	390	820	2,110				66,690
	第3	846	8	46	650	1,310	2,860	×8.3%	×2.7%	×10.14	89,190
	第4	846	8	46	1,392	2,006	4,298				132,330

介護度	段階	基本単位 (1割の方)	看護体制 (Ⅱ)	※日常生活 加算(Ⅱ)	食費	居住費	1日合計	介護職員 処遇改善 加算(Ⅰ)	介護職員等 特定処遇改善 加算(Ⅰ)	地域加算 7級地	月額利用料 (30日)
要介護5	第1	913	8	46	300	820	2,087	所定単位	所定単位	合計 単位数 ×10.14	66,252
	第2	913	8	46	390	820	2,177				68,952
	第3	913	8	46	650	1,310	2,927	×8.3%	×2.7%	×10.14	91,452
	第4	913	8	46	1,392	2,006	4,365				134,592

【基本単位・看護体制(Ⅱ)・日常生活継続支援加算(Ⅱ)・処遇改善加算(Ⅰ)・介護職員等特定処遇加算(Ⅰ)】については1割または2・3割

●介護保険負担限度額認定証(段階負担)について●

第1段階	<ul style="list-style-type: none"> 生活保護受給者 世帯(世帯を分離している配偶者を含む。以下同じ。)全員が市町村民税非課税である老齢年金受給者 	かつ、預貯金等が 単身で1,000万円 (夫婦で2,000万円)
第2段階	<ul style="list-style-type: none"> 世帯全員が市町村民税非課税であって、 	
第3段階	<ul style="list-style-type: none"> 世帯全員が市町村民税非課税であって、第2段階該当者以外 	
第4段階	<ul style="list-style-type: none"> 世帯に課税者がいる者 市町村民税本人課税者 	

※平成28年8月以降は、非課税年金も含む

【 職員配置に係る加算・その他の費用 】

★看護体制加算（Ⅱ）

* 配置すべき看護職員の数を上回る看護職員を配置し、24時間連絡体制を確保している

★日常生活継続支援加算（Ⅱ）

- ①直近6ヶ月間又は12ヶ月間の新規入所者の総数の内、要介護度4・5の方70%以上
- ②直近6ヶ月間又は12ヶ月間の新規入所者の総数の内、認知症のある方が65%以上
- ③医療行為（医師の指示に基づいた喀痰吸引、経管栄養）を行なう必要がある方が15%以上
- ④介護福祉士が常勤換算で入所者6人に対して1人以上配置していること。

★介護職員処遇改善加算（Ⅲ）

* 1ヶ月あたりの総単位数に8.3%を乗じた単位数（四捨五入）が加算されます。

★初期加算

* 入所した日から起算して30日以内の期間について加算されます。

30日を越える病院または診療所への入院後に再入所した場合も同様とされます。

★外泊時費用

* 入所者が病院又は診療所への入院を要した場合及び入所者に対して居宅における外泊を認めた場合
1月に6日を限度として所定単位数にかえて算定されます。

（ただし、入院又は外泊の初日及び最終日は、算定できない）

★看取り介護加算（Ⅰ）

* 医師が医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断された方に対し、ご本人又はご家族の方と協議・合意を前提に看取り支援した場合に加算となります。

（医師・看護職員・介護支援専門員その他の職種の者が共同で作成した計画書の説明、同意を含む）

死亡日以前4～30日	144単位/日
死亡日前日及び前々日	680単位/日
死亡日	1,280単位/日

★配置医師緊急時対応加算

* 複数の医師を配置するなどの体制を整備した特養について、配置医師が施設の求めに応じ、早朝夜間又は深夜に施設を訪問し入所者の診療を行なった場合。

早朝（6時～8時）	650単位/回
夜間（18時～22時）	
深夜（22時～6時）	1,300単位/回

★その他の費用

* 理美容代・・・実費

* 他、個人的に使用するものについては実費。又はご家族に持参して頂く事も可能です。